

有明海・八代海総合調査評価委員会小委員会の作業について

「有明海・八代海総合調査評価委員会の小委員会の設置について（平成 15 年 2 月 7 日委員会決定）」に基づき、小委員会においては、「有明海及び八代海における地域に則した調査研究に関する情報の収集・整理・分析を行う」こととされているところである。

このため、小委員会においては、以下の作業を進めていくこととする。

1. 大学等による調査研究に関する情報について

（1）有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（以下「特別措置法」という。）第 18 条に掲げられている項目に該当する調査研究であって、国及び関係県以外の者（大学等）によるものに関し、以下に掲げる項目毎に、タイトル、著者及び結果の概要（アブストラクト）、書誌情報等を整理したリストを作成する（事務局において原案を作成し、各委員がこれに追加等を行う。）。

- ①干潟と海域の環境との関係
- ②潮流、潮汐等と海域の環境との関係
- ③海域に流入する水の汚濁負荷量と海域の環境との関係
- ④海域に流入する河川の流況と海域の環境との関係
- ⑤土砂の採取と海域の環境との関係
- ⑥赤潮、貧酸素水塊等の発生機構
- ⑦海域の環境と水産資源との関係
- ⑧その他

（2）上記 1.（1）のリストに掲載した調査研究のうち、有明海・八代海における環境・水産資源の変化の状況、変化の原因に関する調査研究など、有明海・八代海総合調査評価委員会（以下「評価委員会」という。）が有明海及び八代海の再生に係る評価を行う上で有効と考えられるものを選択する。

（3）上記 1.（2）において選択された調査研究について、評価委員会が有明海及び八代海の再生に係る評価を行う上で参考となる点、留意すべき点等についてのコメントを付す。

（4）上記 1.（1）～（3）の成果について、評価委員会に報告する。

- (5) 上記1.(1)～(4)の作業については、評価委員会が設定する各項目(上記1.(1)の①～⑧の各項目)に係る優先順位に従って進めることとする。

2. 関係県による調査研究に関する情報について

- (1) 特別措置法第18条に基づく調査研究のうち、関係県によるものに関し、調査研究の趣旨・内容毎にそれらを分類する(原案は、関係県の協力を得て事務局において作成。)
- (2) 上記2.(1)の成果について、評価委員会に報告する。

3. その他

上記1. 及び2. に掲げるもののほか、有明海及び八代海における地域に則した調査研究に関する情報に関し、評価委員会から依頼された事項について調査・検討を行う。

小委員会の作業とこれに関連した評価委員会のスケジュール(案)

第1回小委員会(5月14日)

- ・作業方針の決定

大学等による調査研究をテーマ毎に分類し、
優先順位の高い分類から作業を行う。

第3回評価委員会(6月9日)

- ・小委員会の作業の優先順位の検討

(事務局によるリスト案の作成作業)
各委員によるリストへの追加等

↓
小委員会委員長が各委員と相談の上、
作業分担を決定

↓
小委員会委員による作業

第2回小委員会(秋を目途)

- ・各委員の作業結果を持ち寄り、検討

第3回小委員会(年内～来年初めを目途)

- ・作業結果のとりまとめ
- ・評価委員会への報告内容の検討

評価委員会(年度内を目途)

- ・小委員会からの報告
- ・国及び関係県の関連の調査について報告

↓
小委員会においては、次のテーマにとりかかる。

(注) これらのスケジュールについては、評価委員会においても今後検討する。

また、ここでは評価委員会の検討作業のうち小委員会に関連するもののみについて記している。

(参考) 評価委員会と小委員会との関係

